

資料3-1-7 総量規制の算出に用いるC値

平成24年2月28日告示

(1) 化学的酸素要求量

[CODに係る総量規制基準の算定方法]
 $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
 または
 $L_c = (C_{co} \cdot Q_{co} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{cj} \cdot Q_{cj}) \times 10^{-3}$
 L_c : 総量規制基準=CODの許容排出負荷量 (kg/日)
 C_c (Cco), Cci, Ccj: 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のCODの値 (mg/0)
 Q_c (Qco): 昭和55年6月30日より前に発生していた工程排水の量 (m^3 /日)
 Q_{ci} : 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までに新・増設により増加した工程排水の量 (m^3 /日)
 Q_{cj} : 平成3年7月1日以降 (一部の業種については平成8年9月1日以降)、新・増設により増加した工程排水の量 (m^3 /日)

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 単位 1リットル につき Cco (1) Cci (2) Ccj (3)	備考
2	畜産農業	70	
3	天然ガス鉱業	60	
4	非金属鉱業	20	
5	部分肉・冷東肉製造業又は肉加工品製造業	50	
6	乳製品製造業	30	平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量 (特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となった場合にあっては、特定排水の量) を除く特定排水の量 (以下「平成8年9月1日前の特定施設に係る量」という。) にあっては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、30とする。
7	畜産食品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	40	30

8	水産缶詰・瓶詰製造業	40	40	30
9	寒天製造業	80	80	80
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	50	30	20
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	40	30	20
12	冷凍水産物製造業	30	30	20
13	冷凍水産食品製造業	40	40	30
14	水産食品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	40	40	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	60	30	30
16	野菜漬物製造業	40	40	30
17	味ぞ製造業	70	70	30
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	70	70	40
19	うま味調味料製造業	20	20	20
20	ソース製造業	30	30	30
21	食酢製造業	40	40	30
22	砂糖精製業	40	40	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	50	50	30
24	小麦粉製造業	30	30	30
25	パン製造業	30	30	20
26	生菓子製造業	40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業	40	40	30
28	米菓製造業	40	40	40
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	40	40	30
30	植物油脂製造業	40	40	30
31	動物油脂製造業	40	40	30
32	食用油脂加工業	40	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	110	100	90
34	穀類でんぷん製造業	50	50	40
35	麺類製造業	30	30	30
37	豆腐・油揚げ製造業	30	30	30
38	あん類製造業	60	60	40
39	冷凍調理食品製造業	50	20	20
40	惣菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	30	30	30
41	清涼飲料製造業	30	20	20
42	果実酒製造業	30	30	30
43	ビール製造業	30	30	30
44	清酒製造業	30	30	30

45	蒸留酒・混成酒製造業	30	30	20	20
46	イソスタントコーヒー製造業	20	20	20	20
47	配合飼料製造業	20	20	20	20
48	単体飼料製造業	20	20	20	20
49	有機質肥料製造業	20	20	20	20
50	たばこ製造業	30	20	20	20
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)	30	30	30	30
55	繊維工業(整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。)で整毛工程に係るもの	80	80	70	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	90	90	90	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程)に付帯して行われる加工処理工程(以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの	40	40	30	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	80	80	80	
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	90	
61	繊維工業で縮状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	60	50	50	
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	50	50	50	
63	繊維工業で織維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	90	90	80	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	70	70	60	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	40	40	40	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	40	40	40	
67	繊維工業で織維衛生材料製造工程に係るもの	40	40	40	
68	繊維工業(整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。)	30	30	30	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	40	40	40	
71	合板製造業(集材材製造業を含む。)	30	30	30	接着機洗浄水を循環す

	又はパーテイクルボード製造業					るものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とす。
75	木材薬品処理業	20	20	20	20	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	70	70	60	60	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	60	60	60	60	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ製造工程、リフアイナーグラウンドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	50	50	50	50	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラウンドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	140	130	120	120	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラウンドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグラウンドパルプ製造工程を含む。)	80	80	80	80	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)	60	50	40	40	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしケミカルパルプ製造工程を含む。)	70	70	60	60	精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、80とする。
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	60	60	50	50	
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の分離工程を含む。)	90	90	80	80	

85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	100	100	70	
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リフアイナークラントパルプ又はサーモメカニカ工程（前工程のグラントパルプ、リフアイナークラントパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	50	40	40	
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	30	20	20	
	(1) 日平均排水量立上り30,000方メートル以上のもの				
	(2) 日平均排水量立上り30,000方メートル未満のもの	50	20	20	
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	40	40	40	
	(1) 日平均排水量立上り30,000方メートル以上のもの				
	(2) 日平均排水量立上り30,000方メートル未満のもの	60	40	40	
89	機械すき和紙製造業	60	60	60	パルプ製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量(1)の欄の値は、70とする。
90	手すき和紙製造業	90	90	80	
91	塗工紙製造業	20	20	20	
92	段ボール製造業	40	40	40	
93	重包装紙袋製造業	70	70	70	
94	セロファン製造業	40	40	40	
95	乾式法による繊維板製造業	40	40	40	

96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	80	80	60	
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	30	30	
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	50	50	50	
101	製版業	50	50	50	
102	窒素質・りん酸質肥料製造業	30	30	30	
103	複合肥料製造業	30	30	30	
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	30	30	30	
105	ソーダ工業	20	20	20	
106	電炉工業	20	20	20	
107	無機顔料製造業	20	20	20	黄鉛製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、60、50とする。
108	無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。）	20	20	20	(1) 硫化鉄銻を原料とする酸化銻（顔料を除く。）製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60とする。 (2) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	60	60	40	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、190とする。 (2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒド

						<p>ドの製造工程においては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。</p> <p>(3) エピクロルヒドリン製造工程においては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。</p>
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程においては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。	
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	30	20	20	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程においては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。	
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	40	40	40	(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程においては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。	
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工	50	50	50	(2) クロブレンゴム製造工程においては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。	

	程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの				同欄の順序に従い、270、260、260とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	60	40	40	(2) 有機農業原体製造工程においては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。
115	脂肪族系中間物製造業	60	60	50	(1) 青酸誘導品含有排水を排出する工程においては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。
116	メタン誘導品製造業	30	30	20	(2) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程においては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。
117	発酵工業	120	110	110	(3) エピクロルヒドリン製造工程においては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。
118	コーラータール製品製造業	120	120	120	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30	合成染料又は合成染料中間物の製造工程においては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。
120	プラスチック製造業	30	20	20	(1) メチルメタクリレ

121	合成ゴム製造業	40	40	40	40	<p>一ト樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。</p> <p>(2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。</p> <p>(1) 乳比重合法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70とする。</p> <p>(2) クロブレンゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。</p>
122	有機化学工業製品製造業（整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50	50	<p>(1) 有機ゴム製品製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270、270とする。</p> <p>(2) 有機農薬原体製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。</p>
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	30	20	20	

124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30	30	
125	合成繊維製造業	30	20	20	20	アクリル系繊維製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30	30	
127	石けん・合成洗剤製造業	10	10	10	10	
128	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	40	
129	塗料製造業	40	40	40	40	
130	印刷インキ製造業	40	40	30	30	
131	医薬品原薬・製剤製造業	70	70	60	60	平成8年9月1日以前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、70とする。
132	医薬品製剤製造業	30	30	30	30	
133	生物学的製剤製造業	30	30	30	30	
134	生薬・漢方製剤製造業	20	20	20	20	
135	動物用医薬品製造業	60	60	50	50	
136	火薬類製造業	20	20	20	20	硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。
137	農薬製造業	30	30	20	20	
138	合成香料製造業	120	110	110	110	
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	20	20	
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品製造業	30	30	20	20	
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	20	20	20	20	
143	写真感光材料製造業	10	10	10	10	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	40	40	40	40	
145	イオン交換樹脂製造業	170	170	130	130	
146	化学工業（整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。）	40	40	40	40	
147	石油精製業	20	20	20	20	潤滑油製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の

148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。
149	コークス製造業	180	180	90	硫酸洗浄工程を有するものにあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。
150	石油コークス製造業	70	70	50	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	10	10	10	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	60	40	40	
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
154	なめし革製造業	100	100	100	
155	毛皮製造業	50	50	50	
156	板ガラス製造業	10	10	10	
157	板ガラス加工業	10	10	10	
158	ガラス製加工素材製造業	10	10	10	
159	ガラス容器製造業	10	10	10	
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	10	10	10	
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	10	10	10	
162	ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業	50	50	50	
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	30	30	30	
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
165	生コンクリート製造業	10	10	10	
166	コンクリート製品製造業	10	10	10	
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
168	黒鉛電極製造業	20	20	20	
169	砕石製造業	20	20	20	
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	20	20	
172	うわ巻製造業	20	20	20	
173	高炉による製鉄業	10	10	10	コークス炉を有するものにあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。

175	フェロアロイ製造業	20	20	20	
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	20	20	20	
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	20	20	20	
181	冷間ロール成型形鋼製造業	20	20	20	
182	鋼管製造業	20	20	20	
183	伸鉄業	10	10	10	
184	磨棒鋼製造業	10	10	10	
185	引抜鋼管製造業	10	10	10	
186	伸線業	10	10	10	
187	ブリキ製造業	20	20	20	
188	亜鉛鉄板製造業	20	20	20	
189	めっき鋼管製造業	20	20	20	
190	めっき鉄鋼線製造業	20	20	20	
191	表面処理鋼材製造業(整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	10	
192	鍛鋼製造業	10	10	10	
193	鍛工品製造業	10	10	10	
194	鋳鋼製造業	10	10	10	
195	鋳鉄鋳物製造業(次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
196	鋳鉄管製造業	10	10	10	
197	可鍛鋳鉄製造業	10	10	10	
198	鉄粉製造業	10	10	10	
199	鉄鋼業(整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。)	10	10	10	
200	非鉄金属製造業	10	10	10	
201	電気めっき業	40	40	40	
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	10	10	10	
203	一般機械器具製造業	10	10	10	
204	電子回路製造業	20	20	20	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(前項に掲げるものを除く。)、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	10	10	10	

206	輸送用機械器具製造業	10	10	10	10		
207	精密機械器具製造業	10	10	10	10		
208	ガス製造工場	20	20	20	20		
209	下水道業	20	20	20	20		標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができ、方法より高度に下水を処理することにより下水を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、15、15とする。
210	空瓶卸売業	30	20	20	20		
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）	30	30	30	20		
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	50	40	40	30		
213	飲食店	50	40	40	30		平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量の(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
214	宿泊業	50	40	40	30		平成18年2月1日以後に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、化学的酸素要求量の(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
215	リネンサプライ業	40	40	40	30		
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40	30		
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	60	60	60	60		
219	自動車整備業	20	20	20	20		
220	病院	30	30	30	30		
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30	30	30	30		業種その他の区分の欄に規定するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することによりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25、

222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	50	50	30	25とする。 (1) 昭和55年7月建設省告示第1292号が適用される前のものであつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、40とする。 (2) 平成18年2月1日以後に設置したものであつては、化学的酸素要求量の(1)及び(2)の欄の値は、30とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	40	30	20	(1) 日平均排水量が3,000立方メートル未満のもの（(3)に掲げるものを除く。）にあつては、化学的酸素要求量の(1)の欄の値は、50とする。 (2) 昭和62年6月30日以前に設置されたもの（(3)に掲げるものを除く。）にあつては、化学的酸素要求量の(2)の欄の値は、40とする。 (3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することによりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、10とする。
224	ごみ処理業	30	30	30	
225	廃油処理業	20	20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるもの	20	20	20	

	を除く。)						
227	死亡獣畜取扱業		40	40	40		
228	と畜場		40	40	40		
229	中央卸売市場		20	20	20		
230	地方卸売市場		20	20	20		
231	試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の2に掲げるものをいう。)		20	20	20		
232	前各項に分類されないもの	(1) 金属鉱業に係るもの	10	10	10		
		(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	30	30	30		
		(3) 石こう製品製造業に係るもの	10	10	10		
		(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	10	10	10		
		(5) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル以上のも)	30	30	30		
		(6) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル未満のもの)	50	50	40		
		(7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10	10		

(2) 窒素含有量

[窒素に係る総量規制基準の算定方法]

$$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$$

または

$$Ln = (Cno \cdot Qno + Cni \cdot Qni) \times 10^{-3}$$

Ln: 総量規制基準=窒素の許容排出負荷量 (kg/日)

Cn(Cno): 業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定の窒素含有量の値

Qn(Qno): 平成14年9月30日より前に発生していた工程排水の量 (m³/日)

Qni: 平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量		備考
		単位につきミリグラム(1) Cno	1リットルにつきミリグラム(2) Cni	
2	畜産農業	60	60	
3	天然ガス鉱業	60	60	
4	非金属鉱業	15	15	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	30	10	
6	乳製品製造業	20	10	
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	30	10	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	20	10	
9	寒天製造業	20	10	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	20	10	
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	45	10	
12	冷凍水産物製造業	45	10	
13	冷凍水産食品製造業	45	10	
14	水産食料品製造業(整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	45	10	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	20	10	
16	野菜漬物製造業	20	10	
17	味そ製造業	20	10	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	45	10	
19	うま味調味料製造業	20	10	
20	ソース製造業	20	10	
21	食酢製造業	20	10	
22	砂糖精製業	20	10	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	20	10	
24	小麦粉製造業	20	10	
25	パン製造業	20	10	
26	生菓子製造業	20	10	
27	ビスケット類・干菓子製造業	20	10	
28	米菓製造業	20	10	
29	パン・菓子製造業(整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	
30	植物油脂製造業	20	10	
31	動物油脂製造業	20	10	
32	食用油脂加工業	20	10	

33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	20	10	
34	穀類でんぷん製造業	20	10	
35	麺類製造業	20	10	
37	豆腐・油揚げ製造業	30	10	
38	あん類製造業	20	10	
39	冷凍調理食品製造業	30	10	
40	とう物菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	20	10	
41	清涼飲料製造業	20	10	
42	果実酒製造業	20	10	
43	ビール製造業	20	10	
44	清酒製造業	20	10	
45	蒸留酒・混成酒製造業	20	10	
46	インスタントコーヒ－製造業	20	10	
47	配合飼料製造業	20	10	
48	単体飼料製造業	20	10	
49	有機質肥料製造業	20	10	
50	たばこ製造業	20	10	
51	生糸製造業（副産糸精練業を含む。）	20	10	
55	繊維工業（整理番号51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）で整毛工程に係るもの	20	10	
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの	20	10	
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	20	10	
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	25	10	綿織物 ^{なつ} 染色工程にあつては、窒素含有量(1)の欄の値は、60とする。
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	
61	繊維工業で絹状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	

62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	20	10	
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	25	10	
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	20	10	
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	20	10	
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	20	10	
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	20	10	
68	繊維工業（整理番号55の項から前項までに掲げるものを除く。）	20	10	
69	一般製材業又は木材チップ製造業	20	10	
71	合板製造業（集材材製造業を含む。）又はパルプ製造業	20	10	
75	木材製品処理業	20	10	
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	20	10	
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	20	10	
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグララントパルプ製造工程、リファイナーグララントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	20	10	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグララントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグララントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグララントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	20	10	
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	20	10	
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前	20	10	

83	工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの	20	10		
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。)	20	10		
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程(前工程の離解工程を含む。)に係るもの	20	10		
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	20	10		
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラウンドパルプ、リファイナーグラウンドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程(前工程のグラウンドパルプ、リファイナーグラウンドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。)に係るもの	20	10		
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	20	10		
89	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	20	10		
90	機械すき紙製造業	20	10		
91	手すき紙製造業	20	10		
92	塗工紙製造業	20	10		
93	段ボール製造業	20	10		
94	重包装紙袋製造業	20	10		
95	セロファン製造業	20	10		
96	乾式法による繊維板製造業	20	10		
97	繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10		
100	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号76の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10		
101	印刷業(新聞その他の出版物を印刷するものを含む。)	20	10		
102	製版業	20	10		
	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10		(1) アンモニア製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、

103	複合肥料製造業	15	10		
104	化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。)	15	10		
105	ソーダ工業	15	10		
106	電炉工業	15	10		
107	無機顔料製造業	50	40		
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。)	20	10		窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10		窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10		窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10		窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10		窒素又はその化合物を原料として使用するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。

113	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪酸系・有機顔料製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。
114	石油化学系基礎製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	
115	脂肪酸系中間物製造業	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500とする。
116	メタン誘導品製造業	15	10	
117	発酵工業	15	10	
118	コーラルター製品製造業	800	800	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
120	プラスチック製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
121	合成ゴム製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。

122	有機化学工業製品製造業(整理番号109の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	(1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (3) メラミン製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、850、850とする。
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	15	10	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	15	10	
125	合成繊維製造業	15	10	窒素又はその化合物を原料として使用するものには、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	15	10	
127	石けん・合成洗剤製造業	15	10	
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	
129	塗料製造業	15	10	
130	印刷インキ製造業	15	10	
131	医薬品原薬・製剤製造業	15	10	医薬品原薬製造工程(窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。)にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
132	医薬品製剤製造業	15	10	
133	生物学的製剤製造業	15	10	
134	生薬・漢方製剤製造業	15	10	

135	動物用医薬品製造業	15	10	10
136	火薬類製造業	15	10	10
137	農薬製造業	15	10	10
138	合成香料製造業	15	10	10
139	香料製造業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	10
140	化粧品・歯磨き・その他の化粧品調製製造業	15	10	10
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造業を含む。)	15	10	10
143	写真感光材料製造業	15	10	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	15	10	10
145	イオン交換樹脂製造業	15	10	10
146	化学工業(整理番号102の項から前項までに掲げるものを除く。)	15	10	10
147	石油精製業	20	10	10
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	10
149	コークス製造業	600	400	400
150	石油コークス製造業	20	10	10
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	20	10	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	20	10	10
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	10	10
154	なめし革製造業	20	10	10
155	毛皮製造業	20	10	10
156	板ガラス製造業	20	10	10
157	板ガラス加工業	20	10	10
158	ガラス製加工素材製造業	20	10	10
159	ガラス容器製造業	20	10	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業	20	10	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	20	10	10
162	ガラス繊維(長繊維に限る。）・同製品製造業	20	10	10
163	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲げるものを除く。)	20	10	10
164	ガラス・同製品製造業(整理番号156の項から前項までに掲げるものを除く。)	20	10	10
165	生コンクリート製造業	20	10	10
166	コンクリート製品製造業	20	10	10
167	セメント製品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	20	10	10
168	黒鉛電極製造業	20	10	10

169	砕石製造業	20	10	10
170	鉱物・土石粉砕等処理業	20	10	10
172	うわ薬製造業	20	10	10
173	高炉による製鉄業	15	10	10
175	フェロアロイ製造業	15	10	10
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げるものを除く。)	15	10	10
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	15	10	10
179	熱間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	15	10	10
180	冷間圧延業(整理番号182の項及び同183の項に掲げるものを除く。)	15	10	10
181	冷間ロール成型形鋼製造業	15	10	10
182	鋼管製造業	15	10	10

(1) コークス製造工程において、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。
(2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。

ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄

183	伸鉄業	15	10	の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。 ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
184	磨棒鋼製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
185	引抜鋼管製造業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
186	伸線業	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
187	ブリキ製造業	15	10	
188	亜鉛鉄板製造業	15	10	
189	めっき鋼管製造業	15	10	
190	めっき鉄鋼線製造業	15	10	
191	表面処理鋼材製造業（整理番号187の項から前項までに掲げるものを除く。）	30	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
192	鍛鋼製造業	15	10	
193	鍛工品製造業	15	10	
194	鍛鋼製造業	15	10	
195	鋳鉄鑄物製造業（次項及び整理番号197の項に掲げるものを除く。）	15	10	
196	鑄鉄管製造業	15	10	
197	可鍛鑄鉄製造業	15	10	

198	鉄粉製造業	15	10	
199	鉄鋼業（整理番号173の項から前項までに掲げるものを除く。）	15	10	ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。
200	非鉄金属製造業	20	10	
201	電気めっき業	20	10	窒素又はその化合物による表面処理施設を設けるものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	20	10	(1) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。 (2) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。
203	一般機械器具製造業	20	10	
204	電子回路製造業	20	10	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	20	10	(1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。

				(2) 半導体素子製造工程にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
206	輸送用機械器具製造業	20	10	自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。
207	精密機械器具製造業	20	10	時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあっては、窒素含有量の欄の値は、30とする。
208	ガス製造工場	20	10	(1) 標準活性汚泥法その他これと同程度の下水中の窒素を除去するに際し、高濃度の窒素を除去する処理方法により、高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れるものを除く。）にあっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10とする。
209	下水道業	25	15	(2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れ、処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。
210	空瓶卸売業	25	15	
211	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。）	25	15	

212	弁当仕出屋又は弁当製造業		25	15	
213	飲食店		25	15	
214	宿泊業		25	15	
215	リネンサプライ業		25	15	
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）		25	15	
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）		25	15	
219	自動車整備業		25	15	
220	病院		25	15	
221	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。）	30		20	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高さができうるものとし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。
222	し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。）	40		20	業種その他の区分の欄に規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高さができうるものとし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。
223	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		25	15	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高さができうるものとし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。

224	ごみ処理業	25	15
225	廃油処理業	25	15
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	40	20
227	死亡獣畜取扱業	25	15
228	と畜場	25	15
229	中央卸売市場	25	15
230	地方卸売市場	25	15
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2に掲げるものをいう。）	25	15
232	前各号に分類されないもの	10	10
	(1) 金属鉱業に係るもの	20	10
	(2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの	10	10
	(3) 石こう製品製造業に係るもの	10	10
	(4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの	10	10
	(5) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル以上のもの）	30	20
	(6) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル未満のもの）	40	20
	(7) (1)から(6)までに分類されないもの	10	10

(3) りん含有量

[りんに係る総量規制基準の算定方法]

$$Lp=Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$$

または

$$Lp=(Cpo \cdot Qpo + Cpi \cdot Qpi) \times 10^{-3}$$

Lp：総量規制基準＝りんの許容排出負荷量 (kg/日)

Cp(Cpo)、Cpi：業種区分ごとに国が定めた範囲内で知事が定める一定のりん含有量の値

Qp(Qpo)：平成14年9月30日より前に発生していた工程排水の量 (m³/日)

Qpi：平成14年10月1日から新・増設により増加した工程排水の量 (m³/日)

整理番号	業種その他の区分	りん含有量		備考
		単位につき(1) Cpo	1リットルにつき(2) Cpi	
2	畜産農業	8	8	
3	天然ガス鉱業	2	1	
4	非金属鉱業	1.5	1.5	
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工製造業	4	1	
6	乳製品製造業	5	1	
7	畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	8	1	
8	水産缶詰・瓶詰製造業	3	1.5	
9	寒天製造業	3	1.5	
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業	3	1.5	
11	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	3	1.5	
12	冷凍水産物製造業	3	1.5	
13	冷凍水産食品製造業	4	1	
14	水産食料品製造業（整理番号8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	4	1.5	
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	4	1.5	
16	野菜漬物製造業	3	1.5	
17	味そ製造業	4	1.5	
18	しょう油・食用アミノ酸製造業	8	1.5	
19	うま味調味料製造業	3	1.5	
20	ソース製造業	3	1.5	
21	食酢製造業	3	1.5	
22	砂糖精製業	3	1.5	
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	3	1.5	
24	小麦粉製造業	3	1.5	
25	パン製造業	3	1.5	
26	生菓子製造業	6	1	
27	ビスケット類・干菓子製造業	3	1.5	
28	米菓製造業	3	1.5	
29	パン・菓子製造業（整理番号25の項から前項までに掲げるものを除く。）	3	1.5	
30	植物油脂製造業	4	1.5	
31	動物油脂製造業	2	1	
32	食用油脂加工業	3	1.5	